

市制施行 80 周年記念事業スタンプラリー 業務委託事業者公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

市制施行 80 周年を契機に、市内を周遊して、多くの市内外の方がまちを訪れる機会を創出し、知られざる歴史・伝統・文化を体感し、楽しみながら市の魅力を新発見・再発見してもらうことを目的とする。

については、市制施行 80 周年記念事業スタンプラリー業務委託の実施にあたり、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 市制施行80周年記念事業スタンプラリー業務委託
- (2) 業務内容 別紙「市制施行80周年記念事業スタンプラリー業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 上限額 4,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の企画提案書提出時において、令和8年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) スタンプラリーに関する業務について、令和3年度以降に、他の自治体又は観光協会に

において1回以上の業務を受注した実績のあること。

- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証又はプライバシーマーク認定を取得していること。なお、法人に対する認証又は認定に限るものとし、担当者個人が保有する資格等は対象外とする。

4 スケジュール

	項 目	日 程
1	公告日	令和8年4月24日(金)
2	質問の受付期間	令和8年4月24日(金) 午前9時から 令和8年5月8日(金) 午後5時30分
3	質問の回答	令和8年5月13日(水)
4	応募書類(企画提案書を除く)の提出期間	令和8年5月13日(水) 午前9時から 令和8年5月26日(火) 午後5時30分
5	1次審査の結果通知	令和8年6月3日(水)
6	1次審査合格者 企画提案書提出	令和8年6月3日(水) 午前9時から 令和8年6月18日(木) 午後5時30分
7	2次審査(プレゼンテーション)	令和8年7月1日(水)
8	選定結果通知・公表	令和8年7月6日(月)

5 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市 企画財政部 魅力創造発信課 (担当 朝倉・西尾)

電話: 06-6992-1353 FAX: 06-6992-1272

メールアドレス: kouhou@city.moriguchi.lg.jp

- (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間: 令和8年4月24日(金)～令和8年5月26日(火)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで。)

イ 配布場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、守口市ホームページからダウンロードできる。

- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限: 令和8年5月13日(水)～令和8年5月26日(火)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで)

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所: (1)に同じ。

ウ 提出方法: 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和8年5月8日(金) 午後5時30分必着
- (2) 質疑方法：電子メールにより、5(1)に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は指定とする(様式第7号)。次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「市制施行80周年記念事業スタンプリー業務委託に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和8年5月13日(水)
- (5) 回答方法：質問への回答は守口市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

- (1) 提出書類
応募書類一覧(別紙1)に掲げる書類
- (2) 企画提案書の作成方法
※1次審査に合格した提案者のみ、企画提案書を令和8年6月18日(木)までに提出別紙2「企画提案書作成要領」のとおり
- (3) 提出された応募書類の取扱い
 - ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
 - イ 採用された企画提案書に対し、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき、特定の内部管理情報や個人情報などを除いて、原則公開することとする。
 - ウ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
 - エ 提出された応募書類は返却しない。
 - オ 企画提案書等の著作権は、当該書類を提出した参加者に帰属する。
 - カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は当該書類を提出した参加者が負う。

8 評価方法等

- (1) 1次審査
 - ア 概要
「3 参加資格」をすべて満たした提案事業者のみを対象に、提出書類等を元に審査を行い、「別紙3 評価基準」に基づき「要求仕様評価点」と「価格評価点」の合計点の上位3者までを1次審査の合格者とする。

ただし、提案価格が「2 業務概要(4)提案上限額」を超えている場合は、ただちに不合格とする。

なお、採点の結果、同得点であるものが2者以上ある場合は、提案価格の低い提案事業者から順に上位とする。

イ 結果の通知

令和8年6月3日(水)に1次審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

(2)2次審査

ア 概要

1次審査に合格した全ての提案事業者は、プレゼンテーション及び質疑応答(約1時間程度)を実施する。開催場所等詳細については、別途通知する。

2次審査は、1次審査の合計点に企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答をもとに評価する「企画提案評価点」を加算したうえで総合評価点を算出し、最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。「別紙3 評価基準」参照)。

最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定し、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で「様式第2号 提案価格書」を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 結果の通知

令和8年7月6日(月)に2次審査を行った全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 提案価格書の金額が2(4)の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の公表

候補者選定結果通知日翌営業日以降に、下記項目を守口市ホームページで公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者名

(2) 全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案金額、講評(候補者の選定理由)

- (3) 委員の氏名等
- (4) 会議録（要点筆記）

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と守口市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、業務完了後一括払とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届（様式第8号）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書（様式第1号）の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び提案価格書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び提案価格書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。